○標準貨物自動車運送約款（平成二年運輸省告示第五百七十五号）

最終改正　令和七年　国土交通省告示第百九十二号

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送業務等
第一節　通則（第三条・第五条）
第二節　運送の申込み及び引受他（第六条・第十条）
第三節　積付け（第十八条）
第四節　貨物の受取及び引渡し（第十九条・第二十条）
第五節　指図（第二十一条）
第六節　事故（第二十二条・第二十三条）
第七節　運賃・料金等（第二十四条・第二十八条）
第八節　貨住（第二十九条・第三十条）
第九節　運賃・料金等の支払（第三十一条・第三十八条）
第十節　責任（第三十九条・第五十二条）
第十一節　損害賠償（第五十三条・第五十六条）
第十二節　免責（第五十七条・第六十二条）
第十三節　時効（第六十三条）
第十四節　運賃・料金等の返還（第六十四条）
第十五節　雑則（第六十五条・第六十八条）
第三章　積込み又は取卸し等（第六十九条・第七十条）
第四章　雑則（第七十一条・第七十四条）

第一章　総則

（事業の種類）

第一条　当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。

2　当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

3　当店は、特別積合せ貨物運送を行います。

4　当店は、貨物利用運送を行います。

（適用範囲）

第二条　当店の経営する一般貨物自動車運送事業に関する運送約款は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習に従います。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二章　運送業務等

第一節　通則

（受付日時）

第三条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示、又は当店のウェブサイトに掲載します。

2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ前項に掲示、又は当店のウェブサイトに掲載します。

（運送の順序）

第四条　当店は、運送の申込みを受けた順序によりこれを行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他正当な事由がある場合には、この限りでありません。

（引渡期間）

第五条　当店は、貨物の引渡期間は、次の日数を余算した期間とします。

一　発送地指定日　二日

二　輸送距離の端数が一日を超えるときは、その日数を余算した期間とします。

三　一日未満の端数は、切捨てます。

（運送の申込み）

第六条　当店は、次の各号の一に規定する附帯業務を行うときは、その旨を当店の運送約款に掲げます。

一　荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

九　高価品については、貨物の種類及び価額

十　第六十二条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨

十一　運送保険に付するときは、その内容

十二　特約事項があるときは、その内容

十三　本約款の内容について承諾の旨

十四　運送申込書の提出年月日

十五　運送申込書の提出年月日

2　前項において、当店が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）による運送の申込みの方法を定めているときは、前項の運送申込書の提出に代えて、当該運送申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、当店は、当該運送申込書に記載すべき事項を提供したものとみなします。

（運送の引受け）

第七条　当店は、第十七条第一項の運送申込書の提出があった場合において、申込者との協議により、当該運送申込書に掲げる事項を記載した運送引受書を交付します。ただし、寄託者等又は荷送人の者が申込書であるときは、運送引受書の交付は、全又、べの中、運賃及び料金等以外の者が申込書であるときは、運送引受書の交付は、用日の翌日までに、運送引受書を交付します。

一　集貨及び配達又は発送及び到着の予定日時

二　運送の区間

三　第六十二条第一項に規定する附帯業務を行うときは、その旨及び当該附帯業務の内容

四　運送引受書の交付期日

2　当店は、あらかじめ申込者の承諾を得て、前項の運送引受書の交付に代えて、当該運送引受書に記録すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、当店は、当該運送引受書を電磁的方法により提供したものとみなします。

（貨物の種類及び性質及び価額）

第八条　当店は、貨物の運送の申込みがあったときは、その貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることがあります。

2　申込者は、前項の場合において、貨物の種類及び性質を通知しないときは、その貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることがあります。

3　当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、これに基づいた運賃・料金等を定めることがあります。

4　当店が、第二項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、申込者に対して、その旨を通知することがあります。

（引受の拒絶）

第九条　当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。

一　当該運送の申込みが、この運送約款によらないものであるとき。

二　当店が、第二項の規定により点検をしたところにおいて、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、申込者に対して、その旨を通知することができないとき。

三　当該運送に適する設備がないとき。

四　当該運送に適し、申込者から特別の負担を求められたとき。

五　当該運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

六　天災その他やむを得ない事情があるとき。

（運送の引受期間）

第十条　この運送約款において高価品とは、次に掲げるものをいいます。

一　金、銀、白金その他の貴金属、イリジウム、タングステンその他の稀金属、金塊、紅玉、緑柱（エメラルド）、真珠、ダイヤモンド、ルビー、サファイア、ヒスイ、ペール、琥珀及び金剛石

二　美術品及び骨董品

三　容器及び荷造りを施した一キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物（動物を除く。）

2　前項第三号の「一キログラム当たりの価格」は、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

（運送の拒絶別等不明な場合）

第十一条　当店は、荷送人（第七条第一項の運送引受書の交付を受けた申込者をいう。以下同じ。）が運送の申込みをするに当たり、運送の拒絶別その他この貨物の運送に関し必要な事項を明示しないときは、その場合において、貨物の種類及び性質が運賃・料金等を定めるに当たり支障があるときは、これを拒絶することがあります。

（外装表示）

第十二条　荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要ないと認めた事項については、この限りでありません。

一　品名

二　荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

三　個数

四　その他運送の取扱いに必要な事項

2　荷送人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもって前項の外装表に代えることができます。

（動物等の運送）

第十三条　当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送を引き受けたときは、荷送人又は荷受人に対して次に掲げることを請求することがあります。

一　当店において、乗車、持込み又は受取の日時を指定すること。

二　当該貨物の外部の見やすい箇所に明記されるとともに、あらかめ、その旨及び当該貨物の品名、性質その他の当該貨物の安全運送に必要な情報を当店に通知しなければなりません。

（運賃・料金等）

第十四条　当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送を引き受けたときは、荷送人又は荷受人に対して次に掲げることを請求することがあります。

一　当店において、乗車、持込み又は受取の日時を指定すること。

二　当該貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要ないと認めた事項については、この限りでありません。

一　品名

二　荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

三　数量

四　その他運送の取扱いに必要な事項

2　荷送人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもって前項の外装表に代えることができます。

（運賃・料金等）

第十五条　当店は、荷送人（第七条第一項の運送引受書の交付を受けた申込者をいう。以下同じ。）が運送の申込みをするに当たり、運送の拒絶別その他この貨物の運送に関し必要な事項を明示しないときは、その場合において、貨物の種類及び性質が運賃・料金等を定めるに当たり支障があるときは、これを拒絶することがあります。

（外装の拒絶別等不明な場合）

第十六条　荷送人（第七条第一項の運送引受書の交付を受けた申込者をいう。以下同じ。）が運送の申込みをするに当たり、運送の拒絶別その他この貨物の運送に関し必要な事項を明示しないときは、その場合において、貨物の種類及び性質が運賃・料金等を定めるに当たり支障があるときは、これを拒絶することがあります。

（荷送人の責任）

第十七条　荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の取扱種別等に応じて、運送に適する荷造りを施さなければなりません。

2　当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求します。

3　当店は、貨物が十分でないときは、必要な荷造りを施すことがあります。

4　荷送人が書面により荷造りの特別の指示をしたときは、その運送を引き受けることがあります。

（荷受人）

第十八条　荷送人は、貨物の荷受人の氏名又は商号及び住所を知ってこれを当店に通知しなければなりません。

2　荷送人は、当店が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができないときは、その旨を当店に通知しなければなりません。

（荷受人の責任）

第十九条　荷受人は、貨物の荷受人の氏名又は商号及び住所を知ってこれを当店に通知しなければなりません。

2　荷受人は、当店が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができないときは、その旨を当店に通知しなければなりません。

（運送の申込み）

第六条　当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の申込みを拒絶することがあります。

一　当該運送の申込みが、この運送約款によらないものであるとき。

二　当店が、第二項の規定により点検をしたところにおいて、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、申込者に対して、その旨を通知することができないとき。

三　当該運送に適する設備がないとき。

四　当該運送に適し、申込者から特別の負担を求められたとき。

五　当該運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

六　天災その他やむを得ない事情があるとき。

（運送の申込み）

第七条　当店は、第十七条第一項の運送申込書の提出があった場合において、申込者との協議により、当該運送申込書に掲げる事項を記載した運送引受書を交付します。ただし、寄託者等又は荷送人の者が申込書であるときは、運送引受書の交付は、用日の翌日までに、運送引受書を交付します。

一　集貨及び配達又は発送及び到着の予定日時

二　運送の区間

三　第六十二条第一項に規定する附帯業務を行うときは、その旨及び当該附帯業務の内容

四　運送引受書の交付期日

2　当店は、あらかじめ申込者の承諾を得て、前項の運送引受書の交付に代えて、当該運送引受書に記録すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、当店は、当該運送引受書を電磁的方法により提供したものとみなします。

（貨物の種類及び性質及び価額）

第八条　当店は、貨物の運送の申込みがあったときは、その貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることがあります。

2　申込者は、前項の場合において、貨物の種類及び性質を通知しないときは、その貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることがあります。

3　当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、これに基づいた運賃・料金等を定めることがあります。

4　当店が、第二項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、申込者に対して、その旨を通知することがあります。

（引受の拒絶）

第九条　当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受を拒絶することがあります。

一　当該運送の申込みが、この運送約款によらないものであるとき。

二　当店が、第二項の規定により点検をしたところにおいて、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、申込者に対して、その旨を通知することができないとき。

三　当該運送に適する設備がないとき。

四　当該運送に適し、申込者から特別の負担を求められたとき。

五　当該運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

六　天災その他やむを得ない事情があるとき。

（運送の引受期間）

第十条　この運送約款において高価品とは、次に掲げるものをいいます。

一　金、銀、白金その他の貴金属、イリジウム、タングステンその他の稀金属、金塊、紅玉、緑柱（エメラルド）、真珠、ダイヤモンド、ルビー、サファイア、ヒスイ、ペール、琥珀及び金剛石

二　美術品及び骨董品

三　容器及び荷造りを施した一キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物（動物を除く。）

2　前項第三号の「一キログラム当たりの価格」は、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

（運送の拒絶別等不明な場合）

第十一条　当店は、荷送人（第七条第一項の運送引受書の交付を受けた申込者をいう。以下同じ。）が運送の申込みをするに当たり、運送の拒絶別その他この貨物の運送に関し必要な事項を明示しないときは、その場合において、貨物の種類及び性質が運賃・料金等を定めるに当たり支障があるときは、これを拒絶することがあります。

（外装の拒絶別等不明な場合）

第十六条　当店は、荷送人（第七条第一項の運送引受書の交付を受けた申込者をいう。以下同じ。）が運送の申込みをするに当たり、運送の拒絶別その他この貨物の運送に関し必要な事項を明示しないときは、その場合において、貨物の種類及び性質が運賃・料金等を定めるに当たり支障があるときは、これを拒絶することがあります。

（荷送人の責任）

第十七条　荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の取扱種別等に応じて、運送に適する荷造りを施さなければなりません。

2　当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求します。

3　当店は、貨物が十分でないときは、必要な荷造りを施すことがあります。

4　荷送人が書面により荷造りの特別の指示をしたときは、その運送を引き受けることがあります。

（荷受人）

第十八条　荷送人は、貨物の荷受人の氏名又は商号及び住所を知ってこれを当店に通知しなければなりません。

2　荷送人は、当店が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができないときは、その旨を当店に通知しなければなりません。

（荷受人の責任）

第十九条　荷受人は、貨物の荷受人の氏名又は商号及び住所を知ってこれを当店に通知しなければなりません。

2　荷受人は、当店が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができないときは、その旨を当店に通知しなければなりません。

（運送の申込み）

第十条　当店は、貨物の運送の申込みを受けたときは、その貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることがあります。

2　申込者は、前項の場合において、貨物の種類及び性質を通知しないときは、その貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることがあります。

3　当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、これに基づいた運賃・料金等を定めることがあります。

4　当店が、第二項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、申込者に対して、その旨を通知することがあります。

（引受の拒絶）

第十一条　当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受を拒絶することがあります。

一　当該運送の申込みが、この運送約款によらないものであるとき。

二　当店が、第二項の規定により点検をしたところにおいて、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、申込者に対して、その旨を通知することができないとき。

三　当該運送に適する設備がないとき。

四　当該運送に適し、申込者から特別の負担を求められたとき。

五　集貨及び配達又は発送及び到着地（団地、アパートその他高層建築物にあっては、その名称）

六　運送の指図種別

七　燃料サーチャージ（第十七条第一項に規定する燃料サーチャージをいう。）

八　六十一条に規定する積料又は取卸料及び第十三条第一項に規定する特殊貨物料（以下「積料等」という。）

九　高価品については、貨物の種類及び価額

十　第六十二条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨

十一　運送保険に付するときは、その内容

十二　特約事項があるときは、その内容

十三　本約款の内容について承諾の旨

十四　運送申込書の提出年月日

十五　運送申込書の提出年月日

2　前項において、当店が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）による運送の申込みの方法を定めているときは、前項の運送申込書の提出に代えて、当該運送申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、当店は、当該運送申込書に記載すべき事項を提供したものとみなします。

（運送の引受け）

第十二条　当店は、第十一条第一項の運送申込書の提出があった場合において、申込者との協議により、当該運送申込書に掲げる事項を記載した運送引受書を交付します。ただし、寄託者等又は荷送人の者が申込書であるときは、運送引受書の交付は、用日の翌日までに、運送引受書を交付します。

一　集貨及び配達又は発送及び到着の予定日時

二　運送の区間

三　第六十二条第一項に規定する附帯業務を行うときは、その旨及び当該附帯業務の内容

四　運送引受書の交付期日

2　当店は、あらかじめ申込者の承諾を得て、前項の運送引受書の交付に代えて、当該運送引受書に記録すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、当店は、当該運送引受書を電磁的方法により提供したものとみなします。

（貨物の種類及び性質及び価額）

第十三条　当店は、貨物の運送の申込みがあったときは、その貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることがあります。

2　申込者は、前項の場合において、貨物の種類及び性質を通知しないときは、その貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることがあります。

3　当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、これに基づいた運賃・料金等を定めることがあります。

4　当店が、第二項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、申込者に対して、その旨を通知することがあります。

（引受の拒絶）

第十四条　当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受を拒絶することがあります。

一　当該運送の申込みが、この運送約款によらないものであるとき。

二　当店が、第二項の規定により点検をしたところにおいて、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、申込者に対して、その旨を通知することができないとき。

三　当該運送に適する設備がないとき。

四　当該運送に適し、申込者から特別の負担を求められたとき。

五　当該運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

六　天災その他やむを得ない事情があるとき。

（運送の拒絶）

第十五条　当店は、第十七条第一項の運送申込書の提出があった場合において、申込者との協議により、当該運送申込書に掲げる事項を記載した運送引受書を交付します。ただし、寄託者等又は荷送人の者が申込書であるときは、運送引受書の交付は、用日の翌日までに、運送引受書を交付します。

一　集貨及び配達又は発送及び到着の予定日時

二　運送の区間

三　第六十二条第一項に規定する附帯業務を行うときは、その旨及び当該附帯業務の内容

四　運送引受書の交付期日

2　当店は、あらかじめ申込者の承諾を得て、前項の運送引受書の交付に代えて、当該運送引受書に記録すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、当店は、当該運送引受書を電磁的方法により提供したものとみなします。

（貨物の種類及び性質及び価額）

第十六条　当店は、貨物の運送の申込みがあったときは、その貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることがあります。

2　申込者は、前項の場合において、貨物の種類及び性質を通知しないときは、その貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることがあります。

3　当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、これに基づいた運賃・料金等を定めることがあります。

4　当店が、第二項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、申込者に対して、その旨を通知することがあります。

（引受の拒絶）

第十七条　当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受を拒絶することがあります。

一　当該運送の申込みが、この運送約款によらないものであるとき。

二　当店が、第二項の規定により点検をしたところにおいて、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、申込者に対して、その旨を通知することができないとき。

三　当該運送に適する設備がないとき。

四　当該運送に適し、申込者から特別の負担を求められたとき。

五　当該運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

六　天災その他やむを得ない事情があるとき。

（運送の指図）

第十八条　当店は、運送の指図に応じて運送を行います。

2　前項の指図は、当店の指図に応じない場合には、その旨を当店に通知しなければなりません。

（運賃・料金等）

第十九条　当店は、運賃・料金等を定めるに当たり、荷送人又は荷受人に対して、運賃・料金等を請求します。

2　当店は、運賃・料金等を定めるに当たり、荷送人又は荷受人に対して、燃料サーチャージを請求します。

3　第一項の運賃・料金等について、調査する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージを請求します。

4　個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合を除く。）を荷送人とした運賃・料金等及びその運用方法は、営業所その他事業所の掲示場に掲示し、又は店頭に掲示する場合において、第一項の規定による料金を収受します。

（運賃・料金等の収受方法）

第二十条　当店は、運賃・料金等の額が確定したいときは、その概算額の前渡しを受け、運賃、料金等の確定後、これを清算します。

2　当店は、貨物を引き渡したときまでに、荷送人又は荷受人に対して、運賃、料金等を支払わないときは、その場合において、運賃、料金等の額が確定したいときは、その過不足を支払い戻し、又は追徴します。

3　当店は、貨物を引き渡したときまでに、荷送人又は荷受人に対して、運賃、料金等を支払わないときは、その場合において、運賃、料金等の額が確定したいときは、その過不足を支払い戻し、又は追徴します。

4　当店は、第一項の規定により前渡しを受けたときまでに、荷送人から運賃、料金等を収受します。

（後払時間別）

第二十一条　当店は、荷送人（第七条第一項の運送引受書の交付を受けた申込者をいう。以下同じ。）が運送の申込みをするに当たり、運送の拒絶別その他この貨物の運送に関し必要な事項を明示しないときは、その場合において、貨物の種類及び性質が運賃・料金等を定めるに当たり支障があるときは、これを拒絶することがあります。

（荷受人の責任）

第二十二条　荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の取扱種別等に応じて、運送に適する荷造りを施さなければなりません。

2　当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求します。

3　当店は、貨物が十分でないときは、必要な荷造りを施すことがあります。

4　荷送人が書面により荷造りの特別の指示をしたときは、その運送を引き受けることがあります。

（外装表示）

第二十三条　荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要ないと認めた事項については、この限りでありません。

一　品名

二　荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

三　数量

四　その他運送の取扱いに必要な事項

2　荷送人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもって前項の外装表に代えることができます。

（動物等の運送）

第二十四条　当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送を引き受けたときは、荷送人又は荷受人に対して次に掲げることを請求することがあります。

一　当店において、乗車、持込み又は受取の日時を指定すること。

二　当該貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要ないと認めた事項については、この限りでありません。

一　品名

二　荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

三　数量

四　その他運送の取扱いに必要な事項

2　荷送人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもって前項の外装表に代えることができます。

（運賃・料金等）

第二十五条　当店は、荷送人（第七条第一項の運送引受書の交付を受けた申込者をいう。以下同じ。）が運送の申込みをするに当たり、運送の拒絶別その他この貨物の運送に関し必要な事項を明示しないときは、その場合において、貨物の種類及び性質が運賃・料金等を定めるに当たり支障があるときは、これを拒絶することがあります。

（外装の拒絶別等不明な場合）

第二十六条　当店は、荷送人（第七条第一項の運送引受書の交付を受けた申込者をいう。以下同じ。）が運送の申込みをするに当たり、運送の拒絶別その他この貨物の運送に関し必要な事項を明示しないときは、その場合において、貨物の種類及び性質が運賃・料金等を定めるに当たり支障があるときは、これを拒絶することがあります。

（荷送人の責任）

第二十七条　荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の取扱種別等に応じて、運送に適する荷造りを施さなければなりません。

2　当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求します。

3　当店は、貨物が十分でないときは、必要な荷造りを施すことがあります。

4　荷送人が書面により荷造りの特別の指示をしたときは、その運送を引き受けることがあります。

（荷受人）

第二十八条　荷送人は、貨物の荷受人の氏名又は商号及び住所を知ってこれを当店に通知しなければなりません。

2　荷送人は、当店が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができないときは、その旨を当店に通知しなければなりません。

（荷受人の責任）

第二十九条　荷受人は、貨物の荷受人の氏名又は商号及び住所を知ってこれを当店に通知しなければなりません。

2　荷受人は、当店が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができないときは、その旨を当店に通知しなければなりません。

（運賃・料金等）

第三十条　当店は、第十七条第一項の運送申込書の提出があった場合において、申込者との協議により、当該運送申込書に掲げる事項を記載した運送引受書を交付します。ただし、寄託者等又は荷送人の者が申込書であるときは、運送引受書の交付は、用日の翌日までに、運送引受書を交付します。

一　集貨及び配達又は発送及び到着の予定日時

二　運送の区間

三　第六十二条第一項に規定する附帯業務を行うときは、その旨及び当該附帯業務の内容

四　運送引受書の交付期日

2　当店は、あらかじめ申込者の承諾を得て、前項の運送引受書の交付に代えて、当該運送引受書に記録すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、当店は、当該運送引受書を電磁的方法により提供したものとみなします。

（貨物の種類及び性質及び価額）

第三十一条　当店は、貨物の運送の申込みがあったときは、その貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることがあります。

2　申込者は、前項の場合において、貨物の種類及び性質を通知しないときは、その貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることがあります。

3　当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、これに基づいた運賃・料金等を定めることがあります。

4　当店が、第二項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、申込者に対して、その旨を通知することがあります。

（引受の拒絶）

第三十二条　当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受を拒絶することがあります。

一　当該運送の申込みが、この運送約款によらないものであるとき。

二　当店が、第二項の規定により点検をしたところにおいて、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、申込者に対して、その旨を通知することができないとき。

三　当該運送に適する設備がないとき。

四　当該運送に適し、申込者から特別の負担を求められたとき。

五　当該運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

六　天災その他やむを得ない事情があるとき。

（運送の指図）

第三十三条　当店は、運送の指図に応じて運送を行います。

2　前項の指図は、当店の指図に応じない場合には、その旨を当店に通知しなければなりません。

（運賃・料金等）

第三十四条　当店は、運賃・料金等を定めるに当たり、荷送人又は荷受人に対して、運賃・料金等を請求します。

2　当店は、運賃・料金等を定めるに当たり、荷送人又は荷受人に対して、燃料サーチャージを請求します。

3　第一項の運賃・料金等について、調査する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージを請求します。

4　個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合を除く。）を荷送人とした運賃・料金等及びその運用方法は、営業所その他事業所の掲示場に掲示し、又は店頭に掲示する場合において、第一項の規定による料金を収受します。

（運賃・料金等の収受方法）

第三十五条　当店は、運賃・料金等の額が確定したいときは、その概算額の前渡しを受け、運賃、料金等の確定後、これを清算します。

2　当店は、貨物を引き渡したときまでに、荷送人又は荷受人に対して、運賃、料金等を支払わないときは、その場合において、運賃、料金等の額が確定したいときは、その過不足を支払い戻し、又は追徴します。

3　当店は、貨物を引き渡したときまでに、荷送人又は荷受人に対して、運賃、料金等を支払わないときは、その場合において、運賃、料金等の額が確定したいときは、その過不足を支払い戻し、又は追徴します。

4　当店は、第一項の規定により前渡しを受けたときまでに、荷送人から運賃、料金等を収受します。

（後払時間別）

第三十六条　当店は、荷送人（第七条第一項の運送引受書の交付を受けた申込者をいう。以下同じ。）が運送の申込みをするに当たり、運送の拒絶別その他この貨物の運送に関し必要な事項を明示しないときは、その場合において、貨物の種類及び性質が運賃・料金等を定めるに当たり支障があるときは、これを拒絶することがあります。

（荷受人の責任）

第三十七条　荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の取扱種別等に応じて、運送に適する荷造りを施さなければなりません。

2　当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求します。

3　当店は、貨物が十分でないときは、必要な荷造りを施すことがあります。

4　荷送人が書面により荷造りの特別の指示をしたときは、その運送を引き受けることがあります。

（外装表示）

第三十八条　荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要ないと認めた事項については、この限りでありません。

一　品名

二　荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

三　数量

四　その他運送の取扱いに必要な事項

2　荷送人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもって前項の外装表に代えることができます。

（動物等の運送）

第三十九条　当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送を引き受けたときは、荷送人又は荷受人に対して次に掲げることを請求することがあります。

一　当店において、乗車、持込み又は受取の日時を指定すること。

二　当該貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要ないと認めた事項については、この限りでありません。

一　品名

二　荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

三　数量

四　その他運送の取扱いに必要な事項

2　荷送人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもって前項の外装表に代えることができます。

（運賃・料金等）

第四十条　当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送を引き受けたときは、荷送人又は荷受人に対して次に掲げることを請求することがあります。

一　当店において、乗車、持込み又は受取の日時を指定すること。

二　当該貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要ないと認めた事項については、この限りでありません。

一　品名

二　荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

三　数量

四　その他運送の取扱いに必要な事項

2　荷送人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもって前項の外装表に代えることができます。

（運賃・料金等）

第四十一条　当店は、荷送人（第七条第一項の運送引受書の交付を受けた申込者をいう。以下同じ。）が運送の申込みをするに当たり、運送の拒絶別その他この貨物の運送に関し必要な事項を明示しないときは、その場合において、貨物の種類及び性質が運賃・料金等を定めるに当たり支障があるときは、これを拒絶することがあります。

（外装の拒絶別等不明な場合）

第四十二条　当店は、荷送人（第七条第一項の運送引受書の交付を受けた申込者をいう。以下同じ。）が運送の申込みをするに当たり、運送の拒絶別その他この貨物の運送に関し必要な事項を明示しないときは、その場合において、貨物の種類及び性質が運賃・料金等を定めるに当たり支障があるときは、これを拒絶することがあります。

（荷送人の責任）

第四十三条　荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の取扱種別等に応じて、運送に適する荷造りを施さなければなりません。

2　当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求します。

3　当店は、貨物が十分でないときは、必要な荷造りを施すことがあります。

4　荷送人が書面により荷造りの特別の指示をしたときは、その運送を引き受けることがあります。

（荷受人）

第四十四条　荷送人は、貨物の荷受人の氏名又は商号及び住所を知ってこれを当店に通知しなければなりません。

2　荷送人は、当店が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができないときは、その旨を当店に通知しなければなりません。

（荷受人の責任）

第四十五条　荷受人は、貨物の荷受人の氏名又は商号及び住所を知ってこれを当店に通知しなければなりません。

2　荷受人は、当店が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができないときは、その旨を当店に通知しなければなりません。

（運送の申込み）

第六条　当店は、次の各号の一に規定する附帯業務を行うときは、その旨を当店の運送約款に掲げます。

一　荷受人の氏名又は商号及び住所

九　高価品については、貨物の種類及び価額

十　第六十二条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨

十一　運送保険に付するときは、その内容

十二　特約事項があるときは、その内容

十三　本約款の内容について承諾の旨

十四　運送申込書の提出年月日

十五　運送申込書の提出年月日

2　前項において、当店が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）による運送の申込みの方法を定めているときは、前項の運送申込書の提出に代えて、当該運送申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、当店は、当該運送申込書に記載すべき事項を提供したものとみなします。

（運送の引受け）

第七条　当店は、第十七条第一項の運送申込書の提出があった場合において、申込者との協議により、当該運送申込書に掲げる事項を記載した運送引受書を交付します。ただし、寄託者等又は荷送人の者が申込書であるときは、運送引受書の交付は、用日の翌日までに、運送引受書を交付します。

一　集貨及び配達又は発送及び到着の予定日時

二　運送の区間

三　第六十二条第一項に規定する附帯業務を行うときは、その旨及び当該附帯業務の内容

四　運送引受書の交付期日

2　当店は、あらかじめ申込者の承諾を得て、前項の運送引受書の交付に代えて、当該運送引受書に記録すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、当店は、当該運送引受書を電磁的方法により提供したものとみなします。

（貨物の種類及び性質及び価額）

第八条　当店は、貨物の運送の申込みがあったときは、その貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることがあります。

2　申込者は、前項の場合において、貨物の種類及び性質を通知しないときは、その貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることがあります。

3　当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、これに基づいた運賃・料金等を定めることがあります。

4　当店が、第二項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、申込者に対して、その旨を通知することがあります。

（引受の拒絶）

第九条　当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受を拒絶することがあります。

一　当該運送の申込みが、この運送約款によらないものであるとき。

二　当店が、第二項の規定により点検をしたところにおいて、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、申込者に対して、その旨を通知することができないとき。

三　当該運送に適する設備がないとき。

四　当該運送に適し、申込者から特別の負担を求められたとき。

五　当該運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

六　天災その他やむを得ない事情があるとき。

（運送の指図）

第十条　この運送約款において高価品とは、次に掲げるものをいいます。

一　金、銀、白金その他の貴金属、イリジウム、タングステンその他の稀金属、金塊、紅玉、緑柱（エメラルド）、真珠、ダイヤモンド、ルビー、サファイア、ヒスイ、ペール、琥珀及び金剛石

二　美術品及び骨董品

三　容器及び荷造りを施した一キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物（動物を除く。）

2　前項第三号の「一キログラム当たりの価格」は、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

（運送の拒絶別等不明な場合）

第十一条　当店は、荷送人（第七条第一項の運送引受書の交付を受けた申込者をいう。以下同じ。）が運送の申込みをするに当たり、運送の拒絶別その他この貨物の運送に関し必要な事項を明示しないときは、その場合において、貨物の種類及び性質が運賃・料金等を定めるに当たり支障があるときは、これを拒絶することがあります。

（外装の拒絶別等不明な場合）

第十二条　当店は、荷送人（第七条第一項の運送引受書の交付を受けた申込者をいう。以下同じ。）が運送の申込みをするに当たり、運送の拒絶別その他この貨物の運送に関し必要な事項を明示しないときは、その場合において、貨物の種類及び性質が運賃・料金等を定めるに当たり支障があるときは、これを拒絶することがあります。

（荷送人の責任）

第十三条　荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の取扱種別等に応じて、運送に適する荷造りを施さなければなりません。

2　当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求します。

3　当店は、貨物が十分でないときは、必要な荷造りを施すことがあります。

4　荷送人が書面により荷造りの特別の指示をしたときは、その運送を引き受けることがあります。

（荷受人）

**第十四